

事 務 連 絡
令和3年2月12日

神奈川県訪問看護ステーション協議会 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療課

《国直接事業》「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止
・医療提供体制確保支援補助金」に係る周知について（お願い）

日ごろ、本県の医療行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、地域医療における最大の脅威となっている新型コロナウイルス感染症への対応に最前線で奮闘されている医療従事者及び医療関係者の皆様には、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、国の令和2年度第三次補正予算成立を受け、国から別添のとおり事務連絡が到来しております。ついては、各会員の皆様に別紙内容の周知をお願いしたく、ご配慮ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、本件はいずれも国が申請を受け付け、国が直接補助を行う事業となります。詳細については、次の国ホームページをご参照のうえ、国コールセンターにお問い合わせいただくようご案内下さい。

また、申請に係る各種様式については、国ホームページからダウンロードすることとなっております。万一、この国ホームページへのアクセスが困難な事情がある施設用に、県庁でも様式を用意しておりますが、貴会に様式配布について直接お問い合わせがあった際は、お手数ですが配布等ご協力いただきますようお願いいたします。

○ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

○ 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日9:30～18:00）

【補助金概要】《詳細は別添国資料を御参照ください》

1 補助金名

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

※都道府県を経由せず国が直接申請を受け付け直接執行する補助金です。

2 補助対象等

① 診療・検査医療機関（仮称）

…院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）※

※神奈川県の場合は「発熱等診療医療機関」が該当します。

神奈川県における指定申請手続等については県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

●所管：神奈川県医療危機対策本部室感染症対策グループ

電話番号：045-285-0670

…補助上限額 100 万円

② 医療機関・薬局等

…院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所

…補助上限額（次の通り）

・病院・有床診療所（医科・歯科）	25 万円＋5 万円×許可病床数
・無床診療所（医科・歯科）	25 万円
・薬局・訪問看護事業者・助産所	20 万円

※上記①及び②の両方に該当する場合、①又は②のいずれか一方のみ申請可能。

※上記①及び②のいずれの場合も、既に次の③「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の補助を受けた医療機関は原則として除外されます。但し、一部例外がありますので、条件の詳細は別添国資料を御参照ください。

《参考》

③「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」とは…

対象医療機関：疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録※された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関

※県登録所管＝神奈川県医療危機対策本部室感染症対策グループ

電話番号：045-210-1111（内線 4792）

補助基準額：1,000 万円に、許可病床 200 床ごとに 200 万円を追加した額

本件事務連絡に係る問い合わせ先
医療課医療整備グループ
電話 045-210-1111 内線4874

※繰り返しとなり恐縮ですが、制度詳細や申請方法についてのお問い合わせは、事業を実施する国（上記国ホームページや国コールセンター）をご案内ください。